

## 飯山市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1 日 時 平成24年12月20日（木）午後3時～午後4時45分

2 場 所 飯山市役所3階 31号会議室

3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）

出席委員	藤澤 高治	出澤 重臣	米持 五郎	小田切 弘人
	小野澤 明	藤巻 靖幸	田中 まゆみ	服部 優一
	丸山 榮一	岸田 勉	松永 晋一	春日 桂子

欠席委員	丸山 幸吉	高橋 智子	古川 賢一
------	-------	-------	-------

4 説明等のために会議に出席した職員

民生部長兼市民環境課長	丸山 信一	税務課長	武田 誠
市民税係長	伊藤 靖行	国保年金係長	小野 幸司
市民税係	小林 和幸	国保年金係	飯澤 達也

5 協議事項

- （1）国保広域化の状況等について
- （2）近隣市町村等の国保税の状況について
- （3）諮問事項（国民健康保険税率（額）の見直し）について
- （4）その他

6 会議録署名委員

服部 優一委員 藤巻 靖幸委員

事務局：(開 会)

会 長：年末でそれぞれ大変忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は2回目ということで、先般、市長から試問をいただきました、1億円の増額、それから負担割合の区分、応能・応益の見直し等々、5項目にわたって審議いただきまして、今日は一定の方向を出していただければと思いますので、よろしくご審議いただければと思います。以上です。

事務局：(出席の確認)

それでは3番の会議録署名委員指名のところから、会長のほうで進行をお願いします。

会 長：(服部委員、藤巻委員を指名)

続いて私のほうで進行させていただきます。前段申し上げたように、今日一定の方向を出していただきたいと思っております。各市町村の状況とか広域の関係について、どのようになっているのか等々について資料説明を事務局のほうでお願いします。

事務局：お手元にお配りしました資料1、2、3をお願いします。

資料1ですが、前回、国保の広域化について資料をとということでしたので、県で作成してます、広域化財政安定化支援方針というのがあります。平成22年度から検討がスタートし、当時は後期高齢者医療の制度の見直しということで、国のほうで考えていたようですが、それらもふまえて検討が進められております。今現在ですが、資料1の最後のページ、17ページですが、それぞれ各市町村といいますか圏域から代表者等を選出いただき検討委員会がつけられております。この中でいろいろ協議をしているのが現状です。

資料2ですが、国民健康法の改正ということで、国でだされていますが、(1)財政基盤強化策の恒久化ということで保険者支援制度、保険料の軽減対象となる方の分を国・県で一定の補助をするという制度、それから高額医療費、保険財政共同安定化事業それぞれにつきまして、これまで暫定措置だったのが恒久化されるということになりました。(2)財政運営の都道府県単位化の推進ということで、(1)の にあります保険財政共同安定化事業、これにつきましてはこれまで1件あたり30万円を超えるものが対象でしたが、それがすべての医療費に拡大されるということで、これにつきましては平成27年4月から施行されるということで、広域化への一歩というようなかたちになっています。

(2)の近隣市町等の状況につきましてですが、資料3でお示しをさせていただいております。資料3の1ページと2ページですが、今年の8月に東御市で県下19市の調査をし、国保の状況、税の改定、調定額の状況についてまとめていただいたものです。2ページ左側から一世帯あたりの調定額、一人当たりの調定額、収納率とありますが、調定額については19位ということで飯山市が一番安い状況になっております。収納率については税務課の努力もあり県下でも1位という状況です。

3ページですが、前回19市の状況を一覧にしてお配りしましたが、北信管内、山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村とそれぞれ付け加え一覧表にしました。2段目の表ですが、県内で最高と最低を拾い出しましたが、黄色く塗った部分については飯山市の部分です。それからオレン

ジ色が中野市ということで、中野市の方が若干高い傾向にあります。飯山市は最低といいますが安い金額になっている状況です。広域化と近隣の状況については簡単ですが以上です。

会 長：はい、なにか質問ありますか。

委 員：広域化というのは、将来は、国で統一するということになるのか。

事務局：大きな流れでいくと、国には国保と社保まで一緒みたいなそんなイメージもあるんですが、現実的には都道府県単位で保険者を統一する。長野県の、具体的にいうと長野県が一本の保険者になって県内の全部を賄うというというのは議論されています。ただいろんな課題があるので少し整理をしないと一気にはいかないかなということになっています。市長会等では県に一本化してもらいたいという要請はしているというのが現状です。

委 員：ゆくゆくは、県は県で、東京都と長野県では資産が違うわけだからそういうところで差が出てきますよね。負担する住民の、我々の負担の率も違うし、それから医療費、そういうところの格差を考えると、地域ごとで考えるのも難しくなってくるし、長野県と東京都を考えても差が出てくるし、今、飯山市だけやっているけど、同じように飯山市と中野市の違い、負担率も違うしそういうことがすべておこってきますよね。国ではどういう方針でいくと考えているのか。

事務局：国はそういうことでやったほうがいいということで、国は、厚生労働省は厚生労働省なりに色々な国保の保険者ですとか色々な方の意見を聞いたり、識者の会議をもって検討しているということですが、国はできるだけ大きな括りにしていかないと小さな保険者はもうもたないと、国民皆保険の根幹のところに関わってくるという危機感を持っているという状況かなと思います。

会 長：いずれにしても、後期高齢者医療みたいなもので、長野県の連合一本でやるようなかたちになるのでは、将来的にはね。

では次にすすみます。

それでは、先般諮問いただいた1～5までの関係で、おおよそ1億円必要だということと、基本の応益、それから資産税の関係とか、医療分と後期医療の支援分等々について、先般説明をしていただきましたけれども、1項目ずつ確認をしていけたらと思います。

まず1億円の増額ということについては、先般もいろいろ説明を受けましたけれども、この件については何か質問等ございますか。1億円というのは、もう基金が取り崩されてきて基金の残高が少なくなってきた、来年は1億くらいは赤字になる。1億ということをお前提にして、ではその1億を、応益・応能割合を、今かなり偏った割合になっているけど、県の指導では50：50に近づけてほしいという指導がある。このへん議論をしていただければと思います。

先般の資料では14ページですね、この辺についてもう一度説明してください。

事務局：それでは14ページの中で1億円という部分で説明させていただきますと、お手元に資料4という形でお配りしてあるものをご覧いただければと思います。一番上に現在の状況を表示して、

その下に前回は県の標準 50 : 50 のものを載せて、中間として応能 56、応益 44 のもの、それから現行の割合を載せていたんですが、50 : 50 だときつすぎるのではないかということで、前回中間で 56 : 44 というのをつくりましたが、そのまた中間をひとつ、60 : 40 というのを参考に入れております。それで計算しますと表示されたような税率、金額になると思われまますので参考にさせていただければと思います。

上の つきましては応能 56、応益 44 という割合でそれぞれ振り分けをしまして所得割・資産割・均等割・平等割すべて加算をさせていただいたものです。それが 1・2・3 とそれぞれの割合で加算してありますが、応益割が下へいくほど低くなりますので、パターンとしては所得割・資産割が下へいくほど増えて、均等割・平等割が減ってくるというようなかたちになります。右側の 4・5・6 についてですが、資産割を下げるということを前提に、その下げた分を所得割に乘せるというかたちで計算したのですが、これにつきましても所得割は 4 から 6 へいくにしたがって少しずつ高くなると。所得割が高くなって、均等割・平等割については少しずつ下がっていくというようなかたちになります。ただ、資産割を減らした分を所得割にみんな加算しますので所得割そのものはかなり高い率になってしまうような状況になります。

会 長：はい、一番上の表と、一番下の表を説明してください。現行税率、応能 63、応益 37。

事務局：これにつきましては、今の税率をそのままいれさせていただいておりますので、所得割については、すべて足して 9.6%、資産割については 43.3%、均等割については 22,700 円、平等割については 24,600 円ということで 24 年度課税をさせていただいておりますですが、この中の率を基本に 1 億円程度増額させた場合の税率、現在の割合でそのまま配分をしますと所得割で 3 番の表になるわけですが 2.4%ほど上昇をすることになり、資産割も加算してありますので 12.4%ほど増加。それから均等割について 4,200 円、平等割について 5,100 円加算、高くなるというような状況になります。応能割を減らしますと 2 番、1 番というようなかたちで、所得割、資産割それぞれ下がるような状況になります。

会 長：みなさんのほうでなにか。

委 員：どっかどっか増やさなきゃいけない。資産のところを低くして所得割とか均等割だけを上げるっていうのはどうも解せないから、資産のところをそのままにして所得割とか均等割のほうあげるっていうのはだめなのか。

会 長：所得割と資産割で 50%、それから均等割と平等割で 50%というのが、県の指導だよな。

事務局：なるべく近づけるといふことで。

会 長：1 億円で、1 億円の 5 千万円分は、単純に言えば所得割と資産割で集めなさい。均等割と平等割で 5 千万円集めなさい、分かりやすくいえばそういうことだよな。

事務局：結果は上げる分だけではなくて全体としてですが。

新たに課税するもの全体について該当することになるのですが、イメージとすると、1億円とかいうイメージとすると、今会長さんがおっしゃったようなイメージをしていただいてもよろしいかなと思います。

委員：将来的に、県が一括して国民健康保険管理してくとかたちになるのであれば、県の指導に少しでも近づけていった方がいいような気がします。

会長：半分というと 56 : 44 なのか、60 : 40 なのかという二つの例出していただいています、その中でも所得割 43 の資産割 13 にする。あるいは所得割 45 の資産割 15 にする。現行は 47 と 16 ですよね。所得割 47 の資産割 16 で、なおかつ応能割合の 63%、応益が 37% で均等割が 23%、平等割が 14 というようなことですが。

56 : 44、60 : 40 でなおかつ所得割と資産割の割合を 43 : 13 それから 45 : 15 の例で と を計算してありますよね。

事務局：そうです。

委員：所得割の比率を高めると、こういうご時世で収入がみんな少なくなって所得少なくなった。保険料収入が、%は変わらない。だからあがってくる金は少なくなってくる。

事務局：実際に税としていただいている現行の比率でいくと所得割が全体 100 の中の 47 ということで、所得割を例えば 1%上げると、お金はたくさん上がる形にはなるんですけども。

会長：所得が低い、不景気だから低い。かといって、資産割を上げられても資産から所得があがってくればいいが、資産だけ持っていて、あまりあげると滞納が増えるだけ。資産から収入上がってこないのだから。

事務局：1億円を例えば上げたいってということですが、そのうち資産割が占める割合とすれば現行 16%位ですので、資産割をものすごく下げても、トータルの中のお金はあまり変わらない。一番影響力のあるのは所得割のところを 1%とか増えたり下げたりすると金目がすごく動いてくることになっていきますので。

会長：今 47 の所得割を 60 にしたのは、上がりすぎのような気がする。56 ぐらいでおさえないと。

事務局：そうですね。そのへんの議論をしていただきたく。

会長：上げすぎじゃないの。どうでしょう皆さん。

委員：資産を現状のところにおいて、相対的に資産割が減るじゃないですか。所得とか、均等割とかそういうところで少しずつあげれば相対的に。

事務局：もう少し資料を説明させていただきたいと思います。同じ資料4の2ページから、表がふたつあります。上の表ですが、当初に調定した国民健康保険の調定簿を転記したのですが、そのうち医療分と後期分で表示しました。所得割の課税標準額が29億になります。ここに現在の4.9%の税率をかけ1億4,500万ほどの課税額になっております。それから資産割として固定資産税額ですが、1億9,100万ほどあり、医療分としては25.3%、後期分としては12.7%ですがそれぞれ税額をかけ、医療分で4,800万ほどの資産税割になっております。均等割につきましては、当初6,609人でしたので10,600円の税率をかけ7,000万、平等割の世帯数は3,620世帯ですので12,500円の税率をかけ4,500万、合計で3億ほどになりますが、7割、5割、2割という軽減分もあり、2,700万程軽減になります。あと所得の多い世帯、限度額を超過した分があります。それを差し引きまして合計で2億7,700万。実際の調定額につきましては2億7,300万ほどになります。後期分と足しまして調定額で4億646万円になりますが、計算上と実際の調定額の差につきましては、これは総額でそれぞれ税率をかけていますが、実際にはお一人お一人とか世帯ごとに千円単位にしたり、税額を百円単位にしたりという端数処理がありますので、若干表面上の調定額よりは減ることになります。それらをふまえて、その下の表ですが、県の平均値をそのまま税率にあてはめた場合どのぐらい飯山市と差が出るかということで医療分、それから後期分でそれぞれ県の平均、その数字をあてはめたものです。そうしますと計算上は4億6,000万ほどで4,000万ちょっとの増というかたちになると思われます。3ページをお願いできればと思います。表を三つ載せてあります。とありますが、これにつきましては先ほどの1ページの にそのままあてはめてあります。税率等々計算しますと、計算上ですが約1億2,000万の増になると思われます。ただ誤差とか端数処理、減免もありますので、実際の数字とはちょっと違いますが、だいたい1億2,000万円、それから現行の割合でやりました 番につきましては1億3,000万ほどになります。これにつきましては先ほども説明させていただきましたが所得割だけでなく資産割も上がった状態になっております。4ページにつきましても先ほどの1ページの から の表をあてはめたものになります。 から ですので資産割を減額することを前提にしてあります。減額した分の金額につきましては所得割へ加算するようなかたちになっております。これで計算をしますと の場合で1億2,000万少々、それから の場合で1億1,000万ほど、 の場合1億3,000万ほどの計算上の金額が算出されます。この場合ですが所得割がかなり高くなる状況になります。5ページですが、さきほどの3ページで説明させていただきました の状況の数字を使い、ただ資産割の税率をそのまま変えないものにしてあります。そのほかは の状況と同じものにしてあります。これで計算しますと上から順に1億1,000万、 の状況で1億円、 の状況でも1億円ほどになります。この場合でもやはり所得割が県平均より若干高い状況になります。6ページお願いします。この計算につきましては、資産割を下げるという のケースに所得割が高くなりますので、介護分まで合わせた額を10.5%ということを設定し、医療分と後期分をあわせて8.3%という状況で計算したものです。これにつきましてはやはり所得割をおさえますと一番右の差し引きをみていただくと2,000万から5,000万ほどということで、若干少ない状況になってしまいます。10.5%に設定した理由につきましては県の平均で

介護分まであわせて 10.24 でしたので、10.5 ということで設定しました。県の平均で医療分と後期分をあわせたものが 8.24 でしたので、8.3%の設定でほしい県の平均かなということで参考までに計算させていただいたものです。それから 7 ページもあわせて説明させていただければと思いますが、所得割・資産割・均等割・平等割それぞれの単位あたり影響額、1%増減させたらどのぐらい、1,000 円増減させたらどのぐらい、ということで、目安としてのせてあります。所得割につきましては課税標準額の 1%になりますので単純に 2,900 万。それから資産割も課税標準額の 1%になりますので 190 万。均等割ですが、加入数に、6,600 人いるので通常ですと 1,000 円あげれば 660 万になるのですが、減免とか軽減分がほしい 24~5%ありますので目安としては 500 万。平等割につきましても同じように軽減等ありますので 270 万ほどを目安としていただければと考えております。以上で資料のほうの説明を終わらせていただきます。

会 長：資料の中でご質問ありますか。

これ具体的にいえば 4 ページの あたりが 56 : 44 で、なおかつ 56 のうち資産割を多少軽減したということですよね。 だから、いくらだ。これは資産割 13 か。

事務局：資産割は医療と後期で 20%というかたちで。割合ですか。

会 長：56 の割合。

事務局：資産割 13 です。

会 長：13 だよ。13 : 43 だよ。

事務局：はい。

会 長：これ 60 までもっていくと所得だいがなっちゃうから、56 : 、56 が一番。所得割を 43 にして 13 にするのか、あるいは現行の資産割 16 を、応能を 56 ということを決めておいて、資産割をかわらず 16 か、16 にして、それで 56 マイナス 16 か、その残りが所得割というそういうせんでいくのか。その辺どうなんでしょう。

委 員：飯山市としてはどういう風に思っているのか。こういうのがいいかなみたいなのは。

事務局：資料の 4 の のところすと、所得割の税率の合計が 10.7%というようになっていますが、資料 3 の比較の表の 19 市の平均の状況の、医療と後期の欄をみたときに、所得割は 10.3%が最高となっていて、ここが仮に先ほどの資料 4 の のところとすると、10.7 ということでので県内で一番高くなるというのはちょっと強すぎるのかなと。今飯山市が 7.4、医療・後期が 7.4 ですから、そこから 10.3 までいきますと 3%増という形になりますので、ちょっと強すぎるのかなという感じは思っているというところがございます。そのへんは資産割をそんなに下げないでおこうというのがひとつと、それからもうひとつは 1 億円どうしてもということであれ

ば応益の均等割・平等割のところ、という議論も考えていくってことになるのかなというふうにはなるのですが。そのへんご議論いただきたいと思うのですが。

会 長：これ、資産を現行の 16 にして、それで応能の率は 56 にして、資産割を現行の 16 にして残りは所得としたら、所得割は 10.7 にならないよね。

事務局：その表が、資料 4 の 5 ページになるというかたちで、資産割のところは医療・後期で 38% これが現行どおりということですので、まあ、かわらないということ。

会 長：9.2 だよ。それで 1 億 1,200 万でしょ。

事務局：一応その見込み額とすると 5 ページの一番上の 2 の 2 という表のところの試算ということに。

会 長：1,200 万、1 億より多いけど、そのぐらいの線なら。皆さんどうでしょう。

委 員：事務局のほうで、市のほうでどういうふうに考えているのか、イメージ湧きづらいから、これ所得別に 100 万単位でもいいから、その人がどのくらいのお金が、税額がとられるかという、保険料とられるかっていうのはでませんか。そうすればもうすこしイメージしやすいのでは。

事務局：そうですね、前回お示した資料と同じような形になりますが、1 万円払っているお宅だとこのぐらい、10 万円で資産がどのくらいっていうケースをあてはめて計算できます。

委 員：総所得ってというのは、資産ある家だってなんだってその資産からお金がうまれなくても所得はあるわけでしょ。

ただ、総所得、年間総所得だけでどのくらいの保険料払わなければならないか。

この表の 2 の 1 だって、5 ページの 1 の 2 だったら、所得で、1 の表でいくのなら所得が 100 万の人はこのくらいになるという、この表から試算すればでてくるわけでしょ。それを具体的に示してもらったほうが、現行のものと比較してみれば、そのほうがいいのではないですか。

会 長：所得割で課税額が 1 億 9,925 万 8,000 円という。

委 員：これ、こういうふうにやればこういうふうに出てくるってことでしょ。だけど所得によって課税される額が違うわけでしょ。

会 長：応能だから 56 にしといて、資産割を 16 にして残りを所得、ということでしょ。

は応能が 56 でしょ。56 でそのうち 43 : 13 にするけど、資産割を据え置いているのだから、資産割を据え置いたってことは 16。だから 56 マイナス 16 が所得割になるよね。

委 員：そう、具体的にすると 40。



会 長：具体的にいえば。そういうことでしょ。だからその計算で出しているでしょ。

事務局：全体の率そのものは会長さんのようなかたちでなっています。所得 100 万の方がいく  
ら上がるかといいますと、先ほどの 2 のケースでいきますと、単純に 1.8%率が上がります  
ので 18,000 円所得割としては上がることになります。その表で合わせますと一人当たり 8,200  
円高く、一世帯として平等割がありますので 5,500 円。合計でだいたい 3 万少々の上昇を、所  
得 100 万で他に資産のないとか影響のない場合そのような形になります。200 万としたら、  
所得割として 36,000 円影響がでるかたちになっております。

会 長：平等と均等は一世代あたり 6,500 円高くなって、加入者一人当たり 8,200 円高くなっている。  
片方は、所得割が 1.8%高くなる。

事務局：そうです。1.8 です。

会 長：資産の現状据え置きだから。

委 員：税率が据え置きってことじゃないんですね。

会 長：配分ですね。

事務局：資産持っている人が基本的には 1 億円上がった分は上がる。

会 長：そうするとこれ 1 億 1200 万がプラスになるってことだよな。その でいけば、この割合が  
今度は でいったほうが所得が 2%も高くなるけど、均等割とか平等割は安くなるんだよね。

事務局：はい。均等割・平等割がちょっと減りますよね。そこまでは上げないかたちになっています  
ので、その分を所得割にのせざるをえないということで、所得割がきつくなる。あまりその所得  
割が県下で一番高くなるっていうことはちょっとかなり批判があるかなということで。

会 長：56：44 ぐらいで。

事務局：そのへんが、どのへんがいいかというのをご議論いただきたい。

会 長：60 まで所得あげるっていうのはこれどうですかね。だから限りなく近づけるっていうなら  
50：50 がいいのだろうけど、まあそこまでいかないから。みなさんご意見どうでしょうか。

委 員：資産割の影響額というのは少ないけど、前回いただきました 19 市のをみると 38%なんてす  
ごく飛び跳ねてるみたいで。普通、村の区費やなんかも以前は所得割と固定資産みたりしてやっ

ていたが、今はどちらかっていうと均等割の方向へ行ってるような気がする。長野、松本ゼロで飯山市が38っていうのは%でいえば高いほうから二番目、金額的にはたいしたことないんですけど率だけみると、ちょっとひっかかる。

事務局：まあそういう意味で、38 というのは比較をするとかなり高いほうですから、少し資産割の負担感を緩和するということは議論のひとつとしてご検討いただきたい項目ということでお願いをしまして、その分減りますので、どこでどうするかって言う話になるんですけど、1億円を想定するというのであればそんな話になってくると思うんですけど。

会 長：今の資産割を3ページの に落としてもらえば、これは資産割は、落ちているんだよね。の場合、資産割は13、16のところを13に落として、そして計算したのが3ページ なんだよね。

事務局：13は割合なので、税率を落して計算してあるのは になります。

委 員：所得割が9を超えるのは県下のなかにあまりないが。  
この間の資料のいちばん後ろの18ページ見ると、医療と後期足したやつで、ないわけじゃないけど9超をえているのはあまりない。長野・松本・上田まで。

事務局：9を超えるのは長野、松本、上田の三つ。それに肩を並べるぐらい所得割が上がる。

会 長：いずれにしろ応能で半分取れっていうんだから資産落せば所得の率は上げないと。

委 員：まず基本の応能応益の割合を決めないと。それを極力標準に近づけるのか、今回60位にしておこうとか。もう少し近づいて の56と44位に、一挙に近い半分ぐらいに落とすか。

会 長：60と40にするのか、56と44ぐらいにおさえるのかそのへんから。それから均等割が、40にした場合と44にした場合と。40にすれば低いけども、44にすれば一軒あたりが増える。だから40にするのか44にするのか、そのへん決めてもらわなければ話は前に進まない。

事務局：そのへんちょっとご議論を。

会 長：60：40じゃちょっと上げすじゃないか。もちろん今63だから応能63だから60に落としたって60：40。もっと近づけるとすれば50に近い数字のほうがいいような気がするし。市のほうではどの数字をもくろんでいるんだ。

事務局：みなさんにご審議いただく場ですので、医療分があんまり強すぎるって言うのもちょっときついのかなっていうのを先ほど申し上げたことと、もうひとつが応益のほうの均等割・平等割のほうの比較表をみていただいて、これは均等割と平等割は所得とかに関係なく人数ですとか、家

庭で年間いくらというふうにしますので、率からすると 50%増というかたちになってくるんですが、一方では7割、5割、2割という所得等に応じて減免の措置がありますので、かなりの方はそういう措置を受けることが出来るということはあるということを見ていただいて、均等割、平等割のところはどのくらい上がるのが限度なのかというところで判断をしていただくとすれば、あとはもう均等割がこのくらいまでということ。あるいは、さきほどの資産割を、例えば5%でもちょっと下げようじゃないかとか、そういうぐらゐの選択で議論をいただくことになるのかなと思うんですが。

委員：被保険者数が減少しているのだから、どうしても均等割の部分は避けては通れない。

事務局：そうですね。たとえば均等割は中野市が30,000円です。飯山市は15,900円ということで、倍ぐらい違うという状況はあるということ。その辺のところは今56と44、44まで応益のところをご負担いただくということだと、均等割が医療・後期だと、24,000円位でしょうか、上がるんですけど。そのあたりどのくらいが限度なのかというのを議論いただければと思います。

会長：まあ均等割、平等割を37から40にするのか、37から44にするのか。40にすれば応益が60になっちゃうし。あがったとすれば44にして、8,200円上がる。ひとりあたり8,200円、一軒あたり6,500円プラスになるってことだね。

事務局：そうですね、単純にというか、均等割については人数で年間いくらという。

会長：みなさんどうですかこれ56と44ぐらい。

委員：そうだね

委員：私は賛成です。

会長：そうすればの1ページの、の56:44にして、そこを今度、均等割10、平等が15の44の割り振り。それから56の所得43、資産13この割り振りをどういうふうにするかっていう議論していただければ。少なくとも割合決めてもらわなければ話前に進まない。の56:44。よろしいですかね。

委員全員：はい。

会長：これでいきましょう。  
そうした場合56にした場合43:13にするのかあるいは17:残りで所得を低く抑えるのか。ここで提案されてるのは43:13または29:17ですが。この提案の割合でいくのか。

委員：1億うかさなきゃいけないから。

会 長：これで1億2,000万プラスになるっていう、これでいきますか？

委 員：56：44のやつは と がある。資産割が今度県下で一番高くなる。  
の所得割さえ除けばいい方向だけど、所得割が高すぎるし、 は資産割が高すぎる。

事務局：3ページの一番上のでいくとすると、資産割が43.5%まであがっちゃいますので、1億2,000万までいきますが、資産割は現行よりも上がるかたちになりますので、ここはかなり厳しいのかなというふうに思います。

会 長：これ資産割13で落としてあるんでしょ。

委 員：38から43に

会 長：資産割は43で計算してあるのではないのか。

事務局：全体の中での割合ですので、税率は下げないです。

会 長：資産割をもっと落とさなくちゃいけないということか。

事務局：資産割の占める割合は相対的に下がるんですけど、税率そのものは上がってしまう。

委 員：なんでそんなに上げたのかとすぐ言われる。

会 長：税率を下げるにはどうすればいいんだ。

事務局：所得割をつよくするか、資産割を上げないようにして増額見込額をそこまでいかになくていいじゃないかということもひとつの選択肢。おおむね1億円ぐらいということにすれば。もっと低くていいじゃないかということも議論していただいてもいいのではないかと思います。

会 長：あと2,000万円削るにはどうすりゃいいの？

事務局： の表をみていただいておりますが、その資産税割を今の税率のまま上げないものが5ページの一番上の表になります。資産割をかまわなくて、税率そのものもかまわなくて の2です。

事務局： の2という5ページの一番上の表。

会 長：1億1,000万っていうプラスのやつだよな。

事務局：そうです。医療後期合計で 38% っていうので現行と同じです。

会 長： の 2 でいくということか。

委 員：政策的に所得割 9 を超えないようにできないのか。9 というのは県下の中でもトップクラスの所得割。

事務局：そのまま税率を下げれば。

委 員：全体の税額 1 億円をさげて、逆算か。

委 員：2,900 万、0.9% か。

事務局：0.9%

会 長：今の流れとすれば、こういう話なんね。応能割を 56。

事務局：応能 56 : 44 っていうのはさっき一応きめていただいた。

会 長：決めた。それで応能の資産割は 16。そういうふうにしないと、5 ページの上、資産据え置き、これでやらないとさっき言ったように、40 何%もあがっちゃうっていうことですよ。43%。

事務局：資産割をあげるという選択肢は、できればさけていただきたいかなとは思いますが。

会 長：ない。

事務局：諮問とすれば若干高いので少し緩和をさせていただいてどうでしょうという問題提起はさせていただいてはいるということです。

会 長：数字は出さないのか、答申は。

事務局：答申は数字をいただきたい。7 ページの上のところに現在の税率というのがあるんですが、この介護分につきましては今回一切かまわない。医療分と後期分で 1 億円やりましょうっていうように議論していただきましたので、介護のところは変わらないということで、あとは医療分と後期分で 4.9、2.5、合計で 7.4。これが今のところでは合計で 9.2 になるということなので具体的にじゃあ医療分で何%というのを決めていただくってかたちで付記をさせていただいて答申をいただきたいと思っています。同じように固定資産税が 25.3 と 12.7 で 38 ですが、これを 38 のままにするとか、いくつにすると決めていただく。それから均等割と平等割につきましても今 10,600 円のところが 5 ページの上の表でいきますと 18,800 円になりますというようなかたちで

お願いをしたいと思います。

委員：この前の資料で、18ページの平均、県の平均8.24でしょ。これを超えるのはいかなものかなと個人的には思う。税額1億超えているのなら、その税額抑えて、1億円位の逆算で9、8.9とか限りなく所得割の税率、額ではなく税率を県平均位までに落としたほうが。

事務局：仮にこれ0.5%だったら1,500万くらい。例えば9.2%所得割が、0.5削って8.7っていうふうにやった場合には0.5減額っていうことで先ほどの単価表の1%で2,900万っていうのでやりますと1,500万になりますので、この表でいけば1億1,200万のところ、1,500万くらい下がって9,700万とかぐらいの試算の数字ででてくるというふうになるということですので。

委員：事務局で1億にこだわると。ただこれ仮の計算だからそうならないでしょ。

事務局：1億程度。実際にはこれまたやってみて結果として調定額がでてくるというかたちになりますので一応ある程度のものでしてますから、一定程度はいいんですが、ただ答えが結果として8,000万とかね7,000万とかしかならないっていうふうになるとまた1年か2年後くらいにやらなきゃいけないということもありますので、ある程度、今回全面的に改定をしますから、少し時間かかって申し訳ないんですけどもご議論いただいて、というふうには思うところです。

委員：先ほど、軽減措置とか言葉があったが、それは所得割・資産割・均等割・平均割のトータルをみて軽減をするのか。

事務局：世帯の所得によって、例えばここで今18,800円ですが、7割軽減の方は7割分減額になるので。

委員：総体の税額から7割減ですか。

事務局：構成でいくと7割世帯と5割世帯と2割の世帯とありますので、積み上げをしないと全体の金額っていうのはなかなか申し上げられない。

会長：所得によって減額されるからね。いずれにしてもさっき申し上げたように56:44でいくと。それで、43:13でいくと資産割が今の38になってしまうと。これではまずいのではないかという意見で、そのへんをどういうふうに調整するか。

事務局：そうですね、ひとつは資産割が38のままでいいかということ。資産割が県下一番高いのでそこをどうするのかというのが一点ございます。それからもうひとつ意見とすると所得割が9.2っていうのはちょっとつよすぎやしませんかということが今、お話がでていまして。

会長：そうするには前提となる割合を変えなければいけないってことか。

事務局：そうです。45 とかそういうふうにまでいくかどうかという、それは均等割なり平等割のところでも 100 円とか 200 円とか追徴になるっていう、

会 長：50：50 に近づけるか。

事務局：そのへんのところをご議論いただきたい。

会 長：応益を 44 にすれば今の話、応能のほうは資産も所得も高くなるからまずいってことだよな。応益が 44 では応能のほうは資産も所得も率が高くなるのでまずいって話だよな、今の話だと。

事務局：そうですね。資産割がもともと一番高い。

委 員：資産割のほうが高い。

事務局：所得割もかなり高い部類になりますので。

委 員：高いから是正しろということ。県下で 2 番目だ、この 38 というのは。まあ上げるといふより、今でも最高だから、現行の 38 ぐらいが資産割としては、下げられないとすれば。

会 長：据え置いて 38 と 9。

委 員：据え置いて 38。38 と 9.2 から半分でさ 8.3 ぐらいにして。1 億円なくても仕方ないのでは。

会 長：38 と 9.2 で、5 ページの の 2 でいいのでは。

委 員：この頃一人暮らしの人増えている。うちによってちがうが、元気のいい家ならいいけど、一人暮らしで田はあるけど荒らして、畑荒らして、昔の山持ちの家なんですけど金ない。固定資産税くるけども一人暮らし、年金は満額かけてない、こういう家が増えてきている。それがあって資産割というのがひっかかる。弱者というか一人暮らしが増えてきて。あんまりそれ強調すると金の出所なくなるが。

事務局：資産割は 1% かまうと 190 万、金目とすると。ですから例えば 5% 減らすとすると 1,000 万減るということになります。

委 員：収納率は、長野県の中で高い、トップだけど、これ金額でやって実際にもらえないってことだって。上げたはいいいけど収納率が急激に下がるってことも考えられるのかな。

事務局：応益割の部分をやると、そういった可能性も考えられる。

会 長：応益とすればみんなかかるから。

委 員：数字はあがったけど実際にはいただけないないということは。

会 長：そういわれるとやりようなくなる。38 と 9.2 ならいいのでは。

委 員：いいんじゃないですか。

会 長：それでも均等割が 8,200 円、平等割が 6,500 円上がる。

委 員：月 1,000 円位。

委 員：人口少なくなればこうなりますね。

委 員：そうなる。

会 長：おおかたの意見そんなようなことで、調整してもらって。

委 員：県下でトップの 9.2 でいくかどうかだけ。所得率、税率少なくとも 9.0 にするとか 8% にするとか。8.9 ならどうか。

事務局：500 万ぐらい落ちる。

会 長：それで逆算して。

委 員：それで 500 万減る、それであと 500 万、1 億円あげたいっていうんだからさできるだけ 1 億円に近いところで。そこでプラス何千万もよけいに答申しないで、それであとはそのぶんは資産割の%をちょっと 500 万落すと何%になるかわからないがあげる。そんなかたちで。

会 長：今いったかたちで基本は 56 : 44。

事務局：もう一辺まとめたいのですが、資産割ですが、こちらは 1% で約 200 万くらいですので、たとえば 38 を 6 とか 5 とかちょっと下げて、それは下がったままというようなことでそのへんも含めてよろしいか。

会 長：調整してもらって。



事務局：先ほどの一人暮らしの弱者が増えているというなかにはあるのです。それと今観光がちょっとふるわない中で観光関係の人たちは資産いっぱい持っている。

会 長：はい、そうすれば今申し上げたことで1億円の関係、負担区分、応益・応能。応益の部分は、これは44にして29：15になってますが、これはどうなんでしょう。

事務局：結果としてこうなりますっていう出し方になるかなと思いますので。

会 長：今よりも8,200円一人当たり増えて一軒当たり6,500円増えるっていうことですね。この割合でいいのかな。

事務局：そうですね、ちょっとその8.9までいくかどうか35にするか、そのへんによって少し率がかわってくるかなと思います。

会 長：29：15だけこのへんもまた含めて。

事務局：はい。

会 長：基本はこの線でいいのだよね。44にするとすれば、44の中身。20：15で今よりも一人当たり8,200円、1軒当たり6,500円。あとは1億円を基本にして調整して下さい。よろしいですか。

はいじゃあ負担区分の割合で、応益・応能その中身の割合も今話ししていただきました、資産税率の見直し、これも事務局で調整をしてもらうということといいと。

増額分の医療保険分、後期医療分のことについて説明して下さい。

事務局：前回もお願いをしたところですが、仮に値上げする分がありましたら医療2と後期1、2：1の割合でそれぞれ振り分けをさせていただければと考えております。医療も後期も対象者は、被保険者は一緒ですので表面上の話になってしまいますが、そんなかたちでお願いできればと思っております。

会 長：具体的な数字はないわけね。

事務局：結果として例えば、所得割を合計が7.4から8.9にすると、1.5%、1.5とするとそれを2：1に分けると医療分に1%、後期分に0.5%っていうことで結果が出てくる。その数字で医療分は現行何%からこうします。後期分は何%だからこうします、とでてくる。その分け方を2：1にしたいっていうことです。

会 長：はい、ということですのでよろしいですね。

あとは内容的にはあともう一点、改正を4月1日でお願いしたいという諮問ですが、よろしいで

すか。

皆さん：はい。

会 長：決めるのはそれだけでいいのかな。それでもう一回1月にやって。

事務局：本日ご意見をいただいた部分がありますので、そこを受けたかたちをまた表にして次回はお示しをすることと、それから答申をいただきたいと思いますので、答申の案、原案をお作りして皆様に審議いただこうと思います。中身的には5項目をお願いしたいということでしたので、前段で文章的にこういう考え方をいただいて、それについては基本の1億円ということで議論をしましたとか、配分については、資産割をちょっと下げるとかそういうことでやりましたというものがあって、具体的な数値はこういうことですかというかたちで、現行何%のものをこういう風に変えました、というようなスタイルを今のところ考えていまして、それは次回お示しをさせていただいて、最終的な決定をいただければと思っております。

会 長：それでは、その他で事務局の方から。

事務局：次回の協議会ですが、今部長のほうからも説明をさせていただきましたが、整理したものをおだしする会議になります。ご案内のほうでは1月下旬頃、23から25日頃までの間ということをお願いできればと考えていますが、委員さんの都合でお決めいただければと思います。よろしくをお願いします。

(次回協議会：1月25日(金)午後3時から)

会 長：1月25日金曜日、3時からお願いします。

続いて私のほうでお話していいですか。任期満了に伴う委員の選出依頼についてがあるようですが、けれども、状況から説明して下さい。

事務局：(任期満了に伴う委員の推薦依頼について説明)

会 長：協議事項は以上で終了いたしました。

事務局：(閉 会)

(閉会：午後4時45分)